

## 予防接種、受け忘れていませんか？

予防接種はその有効性や安全性、副反応などについて理解し、本人または保護者が同意した場合に限り行われます。幌延町では、町民の健康を守り、経済的負担を軽減する目的で、各種予防接種の助成を行っています。予防接種に関する相談は、お気軽に保健師にご連絡ください。



### ●高齢者肺炎球菌（定期接種）

令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方で、これまでに肺炎球菌予防接種を受けたことがない方には、令和4年4月に定期接種の案内と予診票をお送りしています。

肺炎球菌性感染症は、大人の肺炎の25～40%を占め、特に高齢の方は重篤になることが多いとされています。このワクチンですべての肺炎が予防できるわけではありませんが、重症肺炎球菌感染症の約7割を予防できるとされています。新型コロナウイルスと同時の感染、重症化を予防するためにも、肺炎球菌予防接種を受けましょう。

お問い合わせ先:保健福祉課 保健グループ 電話・告知端末機 5-1790

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 高額介護合算療養費

#### ■ 高額介護合算療養費とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

申請される方は、住民生活課生活グループまでお申し出ください。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

#### ◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担限度額	所得基準額
3割	現役並み所得者	現役Ⅲ	課税所得690万円以上
		現役Ⅱ	課税所得380万円以上
		現役Ⅰ	課税所得145万円以上
2割	一定以上所得者	56万円	住民税課税世帯で現役並所得者以外の方
1割	一般		
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	(※1)
		区分Ⅰ(※2)	(※2)

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

#### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階) 電話:011-290-5601  
住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812